

板橋区立母子生活支援施設指定管理者候補法人の選定に関する要綱

(平成 17 年 8 月 10 日 区長決定)
(平成 20 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 22 年 5 月 18 日 一部改正)
(令和 2 年 6 月 3 日 一部改正)
(令和 3 年 3 月 4 日 一部改正)
(令和 6 年 3 月 18 日 一部改正)
(令和 8 年 4 月 1 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立母子生活支援施設(以下「施設」という。)の指定管理者の候補となる社会福祉法人(以下「指定管理者候補法人」という。)の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補法人を選定するため、板橋区立母子生活支援施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(選定対象)

第 3 条 委員会は、東京都板橋区立母子生活支援施設条例(以下「条例」という。)第 7 条第 2 項の規定に基づき申請した指定管理者候補法人の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、板橋区長(以下「区長」という。)が委嘱し、又は任命する委員 6 人をもって組織する。

- (1) 母子自立支援等に関する学識経験者
- (2) 板橋区民生・児童委員
- (3) 福祉部長
- (4) 福祉部地域福祉連携課長
- (5) 福祉部赤塚福祉課長
- (6) 子ども家庭部子ども家庭総合支援センター所長

2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、福祉部長が務める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から条例第 9 条第 2 項の規定に基づき協定が締結されるまでとする。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査は、委員長、地域福祉連携課長及び当該部以外の管理職の 3 委員を含む 5 人以上で行う。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、第8条の審査項目にしたがい、施設の管理を行わせるのに最も適当と認める法人を指定管理者候補法人として選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、指定管理者候補法人による申請に関与してはならない。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は当該委員を本件選定から除外することができる。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、板橋区及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査項目)

第8条 指定管理者候補法人の選定は、条例第9条第1項各号に掲げる管理基準について、次に掲げる審査項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 参加資格要件

イ 経営基盤

(2) 第二次審査

ア 管理運営の妥当性

① 民間能力の活用、住民サービスの向上

② 管理運営経費の削減

イ 管理運営主体の適格性

① 法人の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

② 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第9条 委員会は、指定管理者候補法人の選考を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号に規定する審査項目を書類により審査し、基準を満たす法人を5法人以内で選定する。経営基盤の審査にあたっては、法人の財務内容について外部専門家に審査を委託する。

イ アによる審査の結果、要件を満たす法人が5法人を超える場合、前条第2号に規定する審査項目を書類により審査し、評価点の高い法人を5法人以内で選定する。この場合、採点内容については、第二次審査に引き継がないものとする。

(2) 第二次審査

ア 前条第2号に規定する審査項目を、第一次審査により選定された指定管理者候補法人が提出した事業計画書等の内容及びプレゼンテーション、質疑により審査する。

イ アによる審査の結果、評価点のもっとも高い法人を指定管理者候補法人とし

て選定し、次に評価点の高い法人を次点とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉連携課が処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。